

令和2年5月26日

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長
学長 田野 俊一

<重要>緊急事態宣言の解除に伴う対応について（第4報）

政府による新型コロナウイルス感染症対策としての緊急事態宣言解除への対応については、東京都からの要請を踏まえ、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本通知については5月27日から適用することとします。

なお、今後の東京都の感染症対策の動向等を踏まえ、登学制限の緩和や解除を段階的に行っていく予定ですが、感染が再び広がった場合には、再び登学制限が強化されることがあります。

1. 前期授業に関する方針について

少なくとも6月30日までは授業は遠隔で行うこととします。なお、7月以降の講義の実施形態については、5月7日から開始した遠隔講義の実施状況や東京都の感染症対策の動向等を踏まえ、今後、危機対策本部において決定します。

2. 学生の登学について

引き続き、原則として登学禁止とします。

なお、4月7日付の「<重要>緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）」（以下、「第3報」とする。）における真にやむを得ない理由として、「卒業論文又は学位論文の研究指導において、登学を伴わなければ学生に重大かつ深刻な不利益が生じる等の特別な場合」を加え、必要最小限の登学を認めることとします。

その際は、感染拡大防止対策として以下にご留意ください。

- ・上記により学生が入構する場合は、必ず事前にメールで指導教員の許可を得るよう周知をお願いします。
- ・登学の日数及び研究室での滞在時間が最小限となるよう配慮を行ってください。
- ・学生の登学の際、指導教員は必ず在室しているようにしてください。
- ・研究室では、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）及び「3密」の回避（密集、密接、密閉）の徹底をお願いします。
- ・衛生管理についても十分な配慮を行ってください（例えば、アルコール等の消毒薬の配備、実験装置・機器等の使用後の消毒等）。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿を作成し、出入者を管理するようお願いします。

3. 教職員の出勤について

4月3日付「新型コロナウイルスの感染症対策に伴う教職員の勤務態勢について（第2報）」による取り扱いとし、具体的には以下の①又は②の取扱いとします。

【①教育研究職員及び教育研究技師について】

原則として在宅勤務を行うこととします。

なお、研究の進捗上、真にやむを得ない理由による場合のみ、必要最小限の出勤を認めます。

感染拡大防止のため、第3報にある管理者への申告は引き続き必要となるとともに、出勤にあたっては以下にご留意ください。

- ・出勤の日数及び研究室での滞在時間が最小限となるよう配慮を行ってください。
- ・研究室では、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）及び「3密」の回避（密集、密接、密閉）の徹底をお願いします。
- ・衛生管理についても十分な配慮を行ってください（例えば、アルコール等の消毒薬の配備、実験装置・機器等の使用後の消毒等）。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿を作成し、出入者を管理するようお願いします。

【②①を除く事務職員、非常勤職員等について】

可能な限り、在宅勤務及び出勤制限（シフト制）を行うこととします。なお、
具体の勤務にあたっては管理者の指示に従ってください。

※管理者について

事務局職員：担当課長、事務局職員以外の職員：所属長

4. キャンパス内への立ち入りについて

正門及び西門以外の門の閉鎖は継続します。入構及び出構に際しては、入構者と滞在時間の管理のため、守衛所において職員証又は学生証のバーコードリーダーへの読み込みを行います。

5. その他

- ・「登学を伴う研究指導の再開」の手順の詳細については別途お知らせします。
- ・出張については、原則禁止とします。ただし、今後の研究活動等に重大かつ深刻な影響を及ぼす等、真にやむを得ない特別な場合についてのみ、学域長又は研究科長が理由を確認した上で許可する場合がありますので、①用務先②やむを得ない理由を、学域長又は研究科長にメールにてご連絡ください。
- ・図書館については、引き続き閉館とし、貸出サービス等を限定的に開始します。詳細は別途お知らせします。